大津市公報

市　章

平　成　25　年　3　月　1　日
第　2　1　2　5　号

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目　　　　次

○　規　　　　　則
10　大津市市税規則の一部を改正する規則……1
○　告　　　　　示
30　道路の区域の変更について……3
41　公印の印影を縮小したものの印刷について……3
42　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について……3
43　障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の更新について……4
○　公　　　　　告
私道の廃止の承認に関する公告……4
大津市森林整備計画案の縦覧公告……5
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告……5
○　教育委員会告示
1　平成13年教育委員会告示第2号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部改正……5

規　　　　　則

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月1日

大津市長　越　　直　美

大津市規則第10号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第35条から第38条までを次のように改める。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金等）

第35条　条例第39条の7第1項第1号アからオまで、キ、ク及びコに掲げる寄附金のうち寄附金税額控除の対象となるものは、市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金とする。

2　条例第39条の7第1項第1号カに掲げる寄附金のうち寄附金税額控除の対象となるものは、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を設置する学校法人に対する寄附金とする。

3　条例第39条の7第1項第1号ケに掲げる金銭のうち寄附金税額控除の対象となるものは、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により滋賀県知事又は滋賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託（市内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭とする。

4　条例第39条の7第1項第2号に定める寄附金のうち寄附金税額控除の対象となるものは、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第3号イの規定に基づく滋賀県知事の指定を受けた特定非営利活動法人であって、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金とする。

第36条から第38条まで　削除

第56条第1項第1号に次のように加える。

ウ　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車であって、青色防犯灯を備えるもの

様式第88号を次のように改める。

様式第88号（第56条関係）

軽 自 動 車 税 減 免 申 請 書

年 月 日

受 付 印

（宛先）
大津市長

申 請 者 住 所
(納税義務者) (所在地)
氏 名 ㊞
(名 称)
電話番号 （ － － ）

次のとおり軽自動車税の減免を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

減免を受けようとする事由
□市税条例第94条の２第１項第１号に該当 公益のため （ □ア □イ □ウ ）
□市税条例第94条の２第１項第２号に該当 生活保護のため
□市税条例第94条の２第１項第３号に該当 災害等その他（ ）
□市税条例第95条第１項第１号に該当 身体障害者等のため □市税条例第95条第１項第２号に該当 特殊車両のため

年度	年度	種別	
車両番号（標識）		総排気量（定格出力）	CC (KW)
税額	円	原動機型式	
車名		用途	
車台番号		形状	
主たる定置場	大津市	被災年月日・場所	

身体障害者等	住所(所在地)		
	氏名（名称）		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	納税義務者との関係		
	身体障害者手帳等	種類	
		番号	
		交付年月日	年 月 日
		障害名	
		障害の程度	級

運転者	住所		
	氏名		
	身体障害者との関係		
	運転免許証	番号	
		交付年月日	年 月 日
		有効期限	年 月 日
		免許証の種類	
		免許証の条件	
自動車の使用目的			

【公益・生活保護・災害等・特殊車両減免の場合】 ※使用者と所有者が異なる場合のみ、納税義務者でない者を記入してください。

使用者又は所有者 住所（所在地）
氏名（名 称） ㊞

添付書類	□身体障害者手帳 □戦傷病者手帳 □療育手帳 □精神障害者手帳 （いずれかの写し）	□運転免許証の写し □定款等の写し □減免対象車の自動車検査証の写し □生活保護証明書	□納付書 （現年度減免の場合のみ） □その他

※ 代理申請者の住所・氏名

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第56条第１項第１号に次のように加える改正規定及び様式第88号の改正規定は、平成25年４月１日から施行する。

2　改正後の第35条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

告　　　示

大津市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年２月15日から同年３月１日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成25年２月15日

大津市長　越　　直　美

路線名	区間	変更の前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
市道幹1009号線	大津市真野三丁目字下畑ケ568番地先から大津市真野三丁目字下畑ケ568番地先まで	変更前	最小28.9～最大29.4	10.7
		変更後	最小28.9～最大31.6	10.7
	大津市真野三丁目字下畑ケ566番地先から大津市真野三丁目字下畑ケ566番地先まで	変更前	28.9	8.5
		変更後	最小28.9～最大30.3	8.5
	大津市真野三丁目字下畑ケ582番１地先から大津市真野三丁目字下畑ケ583番地先まで	変更前	24.0	16.7
		変更後	最小24.0～最大29.3	16.7
市道幹1026号線	大津市坂本六丁目字袋2767番13地先から大津市坂本六丁目字袋2773番５地先まで	変更前	最小 3.9～最大 7.4	34.6
		変更後	最小 4.5～最大 9.0	34.6

（平成25年２月15日掲示済）

大津市告示第41号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第９条第４項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年３月１日

大津市長　越　　直　美

市印

公印の名称	公印番号	管守者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市	1	総務課長	方７ミリメートル	国民健康保険高齢受給者証
				国民健康保険被保険者証

職印

公印の名称	公印番号	管守者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	1	福祉政策課長	方11ミリメートル	紙おむつ受給券

大津市告示第42号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の２の規定によ

り次のとおり告示する。

平成25年３月１日

大津市長　越　　直　美

1　新たに指定したもの

名　称	所　在　地	申　請　者	指定の種　別	指 定 年 月 日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	有限会社エム・ケイ・ファーマシー	調剤	平成24年11月24日
小松診療所	大津市北小松417番地	上川　龍彦	医科	平成24年12月１日

2　廃止の届出があったもの

名　称	所　在　地	届　出　者	指定の種　別	廃 止 年 月 日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目25番19号	有限会社エム・ケイ・ファーマシー	調剤	平成24年11月23日
小松診療所	大津市北小松417番地	上川　文彦	医科	平成24年11月30日

大津市告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年３月１日

大津市長　越　　直　美

名　称	所　在　地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
わに薬局	大津市和邇高城267番地の１	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
かすが調剤薬局	大津市和邇中316番地の１	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
比良薬局	大津市本堅田一丁目18番17号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
ワタキュー薬局本宮店	大津市本宮二丁目９番26号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
本宮調剤薬局	大津市本宮二丁目９番27号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
ふれあい薬局・富士見台	大津市富士見台14番16号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
ヘルスステーションけんこう舎薬局	大津市唐橋町14番14号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日
瀬田調剤薬局	大津市一里山三丁目１番１号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年２月１日

公　　告

私道の廃止の承認に関する公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定による次の道路の廃止を承認したので、大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第７号）第12条の２第３項の規定により公告する。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成25年２月15日

大津市長　越　　直　美

私道の敷地である土地の所在	申請人の住所・氏名	延　長（メートル）	幅　員（メートル）	本数

大津市田辺町字森876番の一部及び上記地先大津市普通河川等	大津市粟津町２番63号 有限会社マキ不動産販売 取締役　牧　武紀	27.0	2.68～2.71	1

（平成25年２月15日掲示済）

大津市森林整備計画案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の５第１項の規定により大津市森林整備計画を策定したいので、同条第７項において準用する同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、大津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成25年２月22日

大津市長　越　直　美

１　縦覧場所

大津市役所産業観光部農林水産課

２　縦覧期間及び縦覧時間

平成25年２月22日から同年３月23日まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前８時40分から午後５時25分まで

（平成25年２月22日掲示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第１項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年２月22日

大津市長　越　直　美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面　積	検　査　済　証	
			交付年月日	番　号
東京都千代田区二番町８番地８ 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン 代表取締役　井阪　隆一	大津市南郷六丁目字岡ノ平1102番１及び同番13並びに上記地先大津市法定外道路及び普通河川等	2,027.07㎡	平成25年 ２月20日	第1098号

（平成25年２月22日掲示済）

教　育　委　員　会　告　示

大津市教育委員会告示第１号

平成13年教育委員会告示第２号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成25年３月１日

大津市教育委員会

委員長　本　郷　吉　洋

表田上公民館の項中「173.00」を「232.40」に、「2,760」を「3,570」に、「3,450」を「4,460」に、「蛍光灯40W22個」を「LED 灯 23.1W12 個
LED 灯 105.3W20 個
蛍光灯32W12個」に、「100人」を「120人」に改める。